

特定用途制限地域の範囲の決定理由書

特定用途制限地域として都市計画決定をしようとするこの地域は、高田松原津波復興祈念公園（以下「祈念公園」という。）周辺で、都市計画区域内であるが、用途を指定していない「白地」地域であり、また、かさ上げを行わない低地部である。

平成２３年から３０年を計画期間とする「陸前高田市震災復興計画」では、この範囲については、低地部として、主に農地としての利用を促進することを掲げ、さらに公園等の整備を進めることとしている。平成３１年度には祈念公園の一部開設や、国道４５号線の整備、農地の引渡し等が予定されている。

本市は、平成３０年４月に景観行政団体に移行し、同年６月からは陸前高田市景観計画に基づき、景観行政を行っている。表記の地域は、重点景観地域の祈念公園周辺地区と今泉中心地区と重なるところがあり、そこでは主に建築物、工作物の高さや形態意匠を規制している。

この度、表記の地域について、今後のまちづくりの進展を見据え、祈念公園と調和のとれた土地利用を促進し、より良い環境の形成及び保持を図るため、建築物の用途のうち、風俗遊戯関連の用途を規制する特定用途制限地域を指定しようとするものである。

なお、祈念公園と市が整備を進めている運動公園はこの区域には含めない。